

## ご相談を希望される皆様へ ～ご相談の前に～

以下の事項についてあらかじめご確認のうえ相談をお申込みください。

### 1. 相談内容について

創業・ベンチャー支援センター埼玉では、**創業全般に関するご相談**に無料で応じます。また、専門的なご相談については、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士など専門家による助言を提供します。

助言に基づき行為を行うか否かの判断は、相談者の責任で行ってください。

### 2. 相談予約について

お申込状況により1～2週間以上先の相談日程となる場合がございます。

直前のご相談がお受けできない場合もございますので、お申込みの際は、1～2週間先の相談希望日も候補に入れてください。

### 3. 対応できない内容について

ご相談には誠意をもって対応しますが、**回答できることに限度があり**、また、**ご相談に応じかねる場合もございます**ので、予めご了承ください。

対応できないものの例（法令に関すること、公序良俗に違反する内容、補助金申請書類の代理作成 等）

### 4. トラブル発生時の対応について

創業・ベンチャー支援センター埼玉のチーフアドバイザー及びアドバイザー等は、**アドバイス内容の有用性、確実性等について、いかなる保証もするものではありません**。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び、第三者にトラブルや損害が発生したとしても、創業・ベンチャー支援センター埼玉のチーフアドバイザー及びアドバイザー等は一切の責任を負いません。

### 5. 相談の中止について

**利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、相談の中止及び、今後の利用をお断りさせていただきます。**

①脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、②大声・奇声を発する、執拗に電話をかけるなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥自らの希望するサービスを執拗に要求するなど、創業・ベンチャー支援センター埼玉が運営上、相談業務に支障をきたすと判断した行為

### 6. 反社会勢力関係者の利用お断りにについて

利用者は次のいずれかに該当する反社会勢力に該当せず、今後においても反社会勢力との関係を持つ意思が無いことを確認したうえで相談を申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、創業・ベンチャー支援センター埼玉の利用をお断りします。

①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等